

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

「介護職員等特定処遇改善」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年度10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件 】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

「見える化要件」とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の掲示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件	当事業所の取り組み
資質の向上	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	研修の受講を計画的に行い、育成を図っている。 キャリア段位の取得者についても人事考課に反映させている。
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入	エルダー・メンター制度を取り入れ、新人教育にあたっている。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	施設で開催している夏祭りや認知症カフェに地域住民を招待し交流を図り、職員のモチベーションにつなげている。